

## 傷病鳥獣における救護対象外リスト (H31.4.1～)

No.	種	対象外の理由
1	アカゲザル	特定外来生物
2	アカゲザル×ニホンザル	特定外来生物
3	アナグマ	狩猟鳥獣
4	アメリカミンク	特定外来生物
5	アライグマ	特定外来生物, 有害鳥獣, 狩猟鳥獣
6	イタチ (オス)	狩猟鳥獣
7	イノシシ	有害鳥獣, 特定管理鳥獣, 狩猟鳥獣
8	イノブタ	外来種
9	インドクジャク	外来種
10	オナガガモ	狩猟鳥獣
11	カイウサギ	外来種
12	カオグロガビチョウ	特定外来生物
13	カオジロガビチョウ	特定外来生物
14	カナダガン	特定外来生物
15	カニクイアライグマ	特定外来生物
16	カニクイザル	特定外来生物
17	ガビチョウ	特定外来生物
18	カルガモ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
19	カワウ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
20	キジ	狩猟鳥獣
21	キジバト	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
22	キツネ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
23	キタリス	特定外来生物

No.	種	対象外の理由
24	キョン	特定外来生物
25	クマネズミ	外来種
26	クロエリセイタカシギ	外来種
27	ゴイサギ	狩猟鳥獣, 悪臭・騒音
28	コウライキジ	外来種
29	コガモ	狩猟鳥獣
30	コジュケイ	狩猟鳥獣
31	コブハクチョウ	外来種
32	シカ属一部	特定外来生物
33	シフゾウ	特定外来生物
34	シママンゲース	特定外来生物
35	シマリス	狩猟鳥獣, 外来種
36	ジャワマンゲース	特定外来生物
37	シリアカヒヨドリ	特定外来生物
38	シロガシラ	外来種
39	スズメ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
40	ソウシチョウ	特定外来生物
41	タイリクモモンガ	特定外来生物
42	台湾ザル	特定外来生物
43	台湾ザル×ニホンザル	特定外来生物
44	台湾リス	狩猟鳥獣, 特定外来生物
45	タシギ	狩猟鳥獣
46	タヌキ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣

No.	種	対象外の理由
47	ダマシカ属全種	特定外来生物
48	チョウセンイタチ	狩猟鳥獣
49	ツキノワグマ	狩猟鳥獣
50	テン（ツシマテンを除く）	狩猟鳥獣
51	トゥブハイロリス	特定外来生物
52	ドバト	有害鳥獣
53	ドブネズミ	外来種
54	ニホンジカ	狩猟鳥獣, 特定管理鳥獣
55	ヌートリア	狩猟鳥獣, 有害鳥獣, 特定外来生物
56	ノイヌ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣, 外来種
57	ノウサギ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
58	ノネコ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣, 外来種
59	ノブタ	外来種
60	ノヤギ	外来種
61	ハクビシン	狩猟鳥獣, 有害鳥獣, 外来種
62	ハシビロガモ	狩猟鳥獣
63	ハシブトガラス	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
64	ハシボソガラス	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
65	ハツカネズミ	外来種

No.	種	対象外の理由
66	ハリネズミの全種	特定外来生物
67	バン	狩猟鳥獣
68	ヒグマ	狩猟鳥獣
69	ヒゲガビチョウ	特定外来生物
70	ヒドリガモ	狩猟鳥獣
71	ヒヨドリ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
72	フイリマンゲース	特定外来生物
73	フィンレイソニス	特定外来生物
74	フェレット	外来種
75	フクロギツネ	特定外来生物
76	マガモ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
77	マスカラット	特定外来生物
78	ミヤマガラス	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
79	ミンク	狩猟鳥獣
80	ムクドリ	狩猟鳥獣, 有害鳥獣
81	ヨシガモ	狩猟鳥獣
82	ワカケホンセイインコ	外来種
83	その他輸入外来種	外来種

<新旧比較表>

救護対象外の種	
従前	改正後
(1) 生活環境や農林水産業の被害防止のため捕獲され負傷した鳥獣もしくは狩猟期間に狩猟行為により負傷した狩猟鳥獣（教育上の理由など、特に救護を行う必要がある場合を除く。）	<u>(1) 有害鳥獣※及び狩猟鳥獣（ヤマドリ、ホシハジロ、キンクロハジロ、クロガモ、スズガモ、ヤマシギ、ニュウナイスズメを除く）</u> ※有害鳥獣とは、市町村に許可権限を委譲した種を指す。
(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において特定外来生物に指定されている鳥獣	<u>(2) 外来種の鳥獣</u>
(3) 人間に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣	(3) 人間に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
(4) 人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣	<u>(4) 人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣（例：クマ、サルなど）</u>
(5) 鳥類のひな及び卵	<u>(5) 鳥類のひな及び卵，幼獣</u>
(6) 家畜・両生類，爬虫類，ペット（飼主等の判明しない場合・飼養を放棄した場合も含む）	(6) 家畜・両生類，爬虫類，ペット（飼主等の判明しない場合・飼養を放棄した場合も含む）

※希少なひな，幼獣については，救護の対象とする。